平成２１年（フ）第８８７４号
大阪府東大阪市森河内西１丁目６番34―203号
債務者　塚本　則子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８７７号
大阪市住吉区長居東１丁目16番２号　アメニティパークス201号
債務者　佐藤　則秋
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８８２号
大阪府東大阪市下小阪１丁目１番28―1303号
債務者　松石るり子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８８９号
大阪府守口市大枝北町１番19―101号
債務者　大村　勝巳
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８９２号
大阪府豊中市利倉東１丁目３番１号
債務者　服部　道子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８９８号
大阪市此花区高見１丁目６番21―412号
債務者　永島　雅貴
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７６号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目４番17号レオパレスリバーウェストＡ303
債務者　在里　仁孝
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８８号
兵庫県西宮市神明町７番３―202号
債務者　島壽　三男
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９５３号
兵庫県尼崎市田能１丁目14番７号
債務者　真山　勝宏
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９７３号
兵庫県尼崎市道意町６丁目１番地　道意団地904号
債務者　森安　晴美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９７９号
兵庫県西宮市大社町３―53ー305加藤純一方、住民票上の住所大阪市東成区東小橋２丁目９番22号都マンション203号
債務者　牧元　和枝
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１５２号
愛媛県西予市野村町野村８号６番地、旧住所愛媛県西予市城川町魚成4878番地
債務者　清水　亜紀
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第６２３号
高知県土佐市高岡町乙790番地194
債務者　西山　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８７号
高知市朝倉己254番地　市住13号
債務者　上野　早苗
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８７１号
高知市横浜新町１丁目301番地　県営住宅横浜第２団地Ｎ―406
債務者　林　　美希
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８８０号
高知市一宮南町１丁目１番６―309号　サーパスシティ高知Ⅱ―309号
債務者　小原　雅伸
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８８７号
高知県土佐市宇佐町宇佐2839番地の17
債務者　町田めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係